

地区計画区域内における建築物の制限に関する条例に基づく
地区計画不適合土地報告書の申請

時期	内容	作業内容	参考記入例等	備考
建築確認申請前	受付	受付時に以下の①～⑤の書類を提出する。 （報告者に委任された者が書類を提出をする場合は委任状を添付すること。） ①地区計画不適合土地報告書（第9号様式） ②位置図 ③地籍測量図 ④土地の記載事項証明書又は仮換地証明書 ⑤公図又は仮換地図	不適合土地報告①	正副 計2部提出。
	副本返却	副本の返却を受ける。受取時には委任者の受領印の捺印かサインを記入。	—	—

特記事項

記入例（不適合土地報告①）

第9号様式(第7条)

地区計画不適合土地報告書

報告日を記入してください

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 八千代市長

住所 八千代市大和田〇〇〇-〇〇

報告者

氏名 八千代 太郎 ~~印~~

(2)(3)の書類は従前従後の土地面積を確認するためにもらうための書類であり、その他の方法で証明できれば、(2)(3)によらなくても構いません。

八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第7条の規定により、不適合土地の報告をします。

所在地	八千代市大和田新田〇〇-〇〇(従前地) 〇〇特定土地区画整理事業〇〇街区〇〇画地		
所有者 住所氏名	八千代市大和田〇〇〇-〇〇 〇〇 〇〇		
管理者 住所氏名 占有者	八千代市大和田〇〇〇-〇〇 〇〇 〇〇		
敷地 八千代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第1項の規定に適合しなくなった日の前日(年 月 日)現在の面積	(従前)	〇〇〇	m ²
	(従後)	〇〇〇	m ²
注	1 次に掲げる書類を添付してください。 (1) 位置図(縮尺1:2,500の都市図) (2) 地積測量図(縮尺1:250以上のもの) (3) 土地の記載事項証明書又は仮換地証明書 (4) 公図又は仮換地図 2 報告者とは、土地の所有者、管理者又は占有者をいいます		

地区計画条例制定日、区画整理による仮換地処分日については、次ページを参考に記入してください。

- 地区計画条例が施行された時に既に建築物の敷地として使用されていた土地の場合、次の面積を記載
 - (従前) 地区計画条例施行以前の土地の面積
 - (従後) 地区計画条例施行以後の土地の面積
- 土地区画整理事業により地区計画条例に適合しなくなった土地の場合、次の面積を記載
 - (従前) 仮換地証明書に記載されている従前の土地の面積
 - (従後) 仮換地証明書に記載されている仮換地の地積

・土地区画整理事業の施行に起因する場で、西八千代区画整理事業の場合
仮換地処分日・・・平成29年11月18日

・地区整備計画の施行に起因する場で、西八千代北部東地区地区整備計画区域、西八千代北部南地区地区整備計画区域の場合
条例改正日・・・平成23年3月25日

・地区整備計画の施行に起因する場で、西八千代北部幹線沿道地区地区整備計画区域、西八千代北部西地区地区整備計画区域、西八千代北部駅周辺地区地区整備計画区域の場合
条例改正日・・・平成26年3月25日